

練馬の介護保険

平成20年度実績報告

練馬区

目 次

1	介護保険の経緯	1
2	介護保険関係組織、事務分掌	5
3	介護保険事業計画	6
4	諮問機関等	6
5	被保険者	12
6	要介護認定	14
7	保険給付	16
8	地域支援事業	29
9	保険料	32
10	介護保険財政	35
11	事業者	38
12	その他	40
13	介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱	44

1 介護保険の経緯

平成 8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9年4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・(国)介護保険関連三法公布
10年4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員20名(うち公募区民10名) ・(国)介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11年4月 6月 8月 9月 10月 11月 12年1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催) ・福祉部を廃止し、保健福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を280名とする) ・練馬区における第1号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約3,500円) ・事業者説明会を開催 (以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を65歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第1号被保険者の介護保険料基準月額 3,100円) ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画(平成12~16年度)を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを65歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第2号被保険者に送付
12年4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を、練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第2号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始 ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置

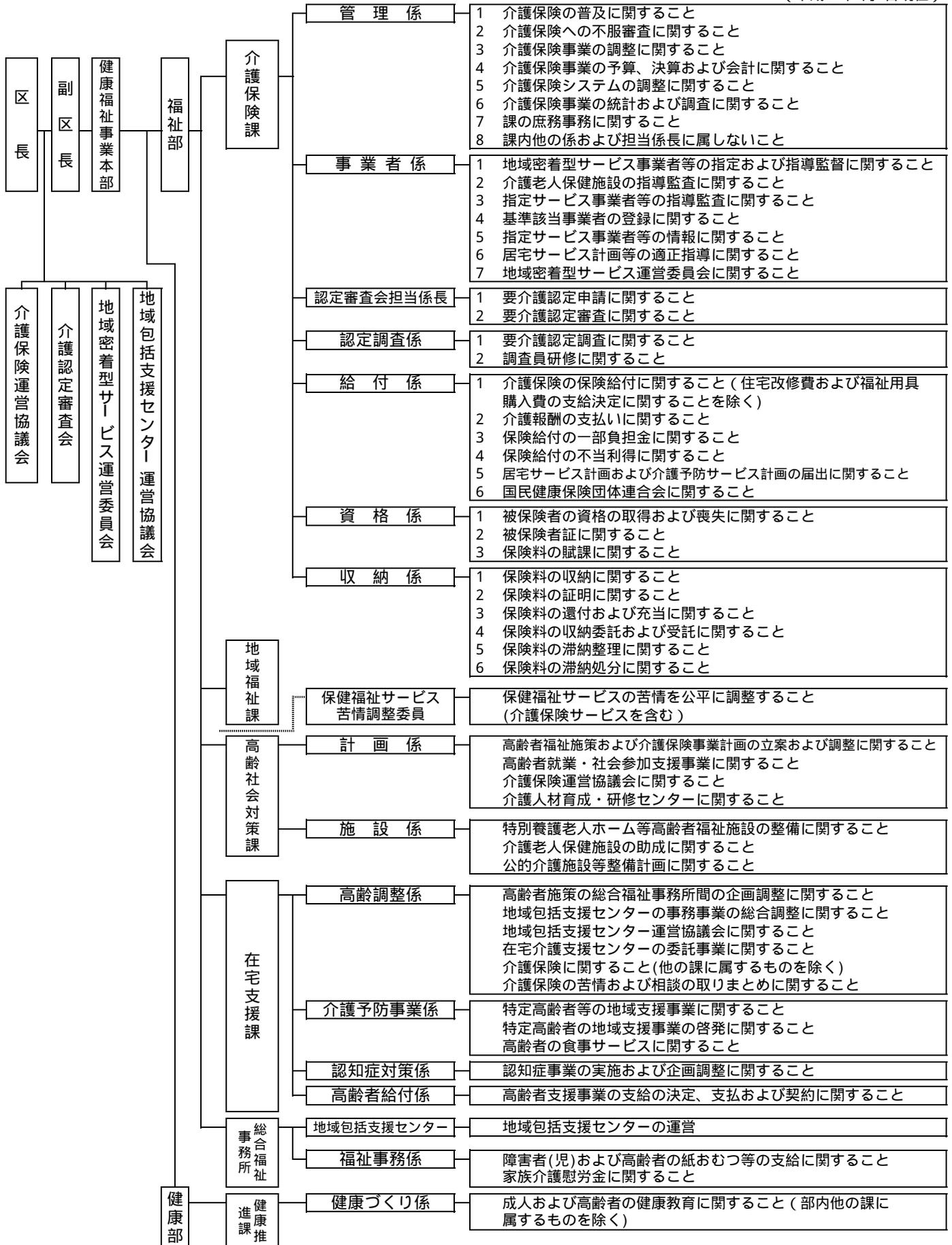
12年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧（居宅サービス版）」を創刊
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険運営協議会を設置 ・第1号被保険者の介護保険料が10月から年金天引き（特別徴収）となる方へ事前のお知らせを送付
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者と事業者に対してアンケート調査を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の事業を開始 国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大して実施 要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給 ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始
14年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化 ・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対するの意見集約の諮問
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・都減免制度にあわせて、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者会が発足
15年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,300円（平成15～17年度） 生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分） ・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定
15年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定システムの変更（認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更） ・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され、全体では2.3%減となる
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更 ・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足
16年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付関連情報の国保連との伝送化開始
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険活用読本」を都と共同で作成
16年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5の更新時の認定有効期間が12ヶ月から24ヶ月へ延長可能となる
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等）

17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問 ・練馬区介護保険条例の一部を改正 生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長 ・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止 ・「介護予防読本」を都と共同で作成
17年 5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 18年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス提供に係るガイドライン作成PTを設置 ・地域密着型サービス事業者連絡会議設置 ・(国)「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決 ・制度改正地域説明会を開催(12回開催) ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出 ・居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正 ・施設利用に係る居住費(滞在費)・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設 ・高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更 ・サービス提供事業者等による利用者負担額軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更(老齢福祉年金受給者は5%のまま) ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険制度改正シンポジウムを開催 ・要介護認定モデル事業(第二次)を実施 ・介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一斉に更新 ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申 ・第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,950円(平成18~20年度) 生計困難世帯に対する第3期保険料の減額(平成18~20年度分) 高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置(平成18・19年度分) ・介護保険認定調査員(非常勤職員)21名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施 ・要介護認定システムの変更(要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加)
18年 4月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険法の一部を改正する法律施行 ・介護報酬改定(在宅サービス平均1%減(軽度5%減、中重度4%増)) ・介護保険制度改正に伴い関係組織改正 介護保険課事業計画主査を高齡社会対策課計画係に統合 事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応 認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組 基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所に地域包括支援センターを設置 介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当 ・第3期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足 ・高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費(滞在費)・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施

18年10月	・介護給付調査員（非常勤）2名を雇用し、ケアプランチェックを実施
11月	・介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成
12月	・区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設
19年3月	・軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施（19年3月まで） ・「地域密着型サービス利用ガイド」作成 ・介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催
19年4月	・地域包括支援センターの支所19か所を開設（在宅介護支援センターに併設） ・（国）特定高齢者該当基準の見直し
6月	・練馬区介護サービス事業者情報提供システムの運用開始
12月	・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等）
20年1月	・パンフレット「介護サービスの正しい利用法」作成 ・介護給付費通知「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発送（以降継続実施）
3月	・練馬区介護保険条例の一部改正 高年齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置の延長（平成20年度分） ・「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定 ・東京都と保険者が一体となり、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定
20年4月	・地域密着型サービスに区独自報酬を設定
9月	・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出
10月	・施設介護サポーターモデル事業を開始
11月	・「介護の日」にちなんだイベント（施設見学会、福祉機器展、認知症シンポジウム）を開催 ・「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」をテーマに区長と区民のつどいを開催（4回）
12月	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集）
21年1月	・介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始
2月	・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申
3月	・第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,950円（平成21～23年度）と多段階化 生計困難世帯に対する第4期保険料の減額（平成21～23年度分）
	・区内介護サービス事業者に自動車燃料費を助成

2 介護保険関係組織、事務分掌

(平成21年4月1日現在)



3 介護保険事業計画

介護保険法第 117 条に基づき、介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保することを目的として「練馬区介護保険事業計画」を策定している。事業計画は、3 年を計画期間とし、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、練馬区高齢者保健福祉計画と一体的な計画となっている。

第 3 期計画（18～20 年度）では、平成 18 年の介護保険法の改正を踏まえ、いわゆる「団塊の世代」が 65 歳以上となる平成 27 年の練馬区において目指すべき高齢社会を念頭におき、「年齢を重ね要介護状態になっても、一人ひとりが尊厳を保持するとともに、住み慣れた練馬で安心して暮らしていける地域ケアシステムを確立する」ことを基本的な方向性とし、そこに至る最初の 3 年間の事業計画を定めた。

第 4 期計画（21～23 年度）では、第 3 期計画の基本理念等を継承しつつ、相談支援体制の充実や介護人材の確保など、平成 27 年に至る中間の 3 年間に取り組むべき 9 つの重点課題を新たに設けるとともに、第 3 期計画の総括を踏まえ、基本目標である「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」の実現に向けて、必要な見直しを行った。

4 諮問機関等

(1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置されている区長の附属機関である。被保険者 6 人以内、医療保険者の職員 1 人以内、医療従事者 1 人以内、福祉関係団体の職員または従事者 4 人以内、介護サービス事業者の職員 6 人以内および学識経験者 2 人以内の計 20 人以内で構成され、委員の任期は 3 年である。平成 18 年度に第 3 期の運営協議会を発足し、平成 20 年度は 7 回開催した。

平成 20 年度審議事項

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 20 年 5 月 12 日	1. 第 4 期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） (1) 適切な介護保険制度の運営について (2) 人材確保について (3) 認知症高齢者ケアシステムについて 2. 報告事項 平成 20 年度「地域支援事業に要する費用の額について」
第 2 回	平成 20 年 6 月 30 日	1. 介護サービス事業所数一覧について 2. 第 4 期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて 3. 介護人材の定着・確保に向けた介護報酬のあり方等に関する緊急提言（東京都）について

第3回	平成20年 7月28日	1.在宅療養支援診療所・有床診療所について 2.第4期介護保険事業計画に関することについて（諮問事項） (1) 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて 人材確保について (2) 第4期介護保険事業計画における地域包括支援センターの方向性について (3) 第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの拠点の整備の方向性について
第4回	平成20年 8月27日	1.第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた中間答申（案）について 2.介護保険について
第5回	平成20年 11月28日	1.第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について 2.「第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた中間答申」の計画素案への反映について 3.第1号被保険者の保険料段階について
第6回	平成21年 2月2日	1.「第4期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申（案）」について 2.介護保険料について
第7回	平成21年 3月27日	1.第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

練馬区介護保険運営協議会委員

会長 冷水 豊

会長代理 足立 紀子

平成21年3月31日現在

選出区分	氏名（敬称略）	所 属 等
被保険者	岩 月 裕美子	公募委員（高野台在住）
	小 川 淳 子	公募委員（豊玉北在住）
	護 守 庸 子	公募委員（豊玉北在住）
	堀 田 和 彦	公募委員（石神井町在住）
	目 崎 勢津子	公募委員（大泉学園町在住）
	山 口 裕 子	公募委員（向山在住）
医療保険者の職員	小 池 敏 夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事
医療従事者	辻 正 純	辻内科循環器科歯科クリニック 院長
福祉関係団体の職員または従事者	大 村 宣 雄	練馬区社会福祉協議会 副会長
	中 川 正 喜	民生児童委員協議会富士見台・南田中地区 会長
	増 田 時 枝	練馬区老人クラブ連合会 会長
	吉 川 雄一郎	練馬キングス・ガーデン在宅介護支援センター 相談員主任

介護サービス事業者の職員	海老根 典子	練馬区立富士見台特別養護老人ホーム 施設長
	尾方 恵美	ケアセンターかたかご 介護支援専門員
	瀬戸口 信也	ジャパンケアサービス 取締役
	永野 攝子	NPOアクト・練馬むすび 理事長
	中村 哲郎	介護老人保健施設 ミレニアム桜台 理事長
	福井 倫子	介護老人保健施設 練馬ゆめの木 副施設長
学識経験者	足立 紀子	淑徳大学看護学部地域看護学教授
	冷水 豊	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授

注：任期 3年間（平成18年7月1日～平成21年6月30日）

（2）介護認定審査会

介護認定審査会は、区長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の委員の中から、4人程度で構成される合議体を設け、審査・判定を行う。

委員の定数は条例で280人以内と定められており、平成21年3月31日現在173人、40合議体となっている。委員の任期は2年で、再任することができる。介護認定審査会委員に対しては、審査判定の要点および手順などの研修を行っている。

介護認定審査会委員構成 平成21年3月31日現在（単位：人）

医師	54
歯科医師	31
薬剤師	19
介護老人保健施設職員	12
介護老人福祉施設職員	43
三療士（はり・灸・マッサージ・指圧）	6
訪問看護ステーション職員	6
その他（福祉施設等職員経験者）	2
合計	173

注：任期 2年間（平成19年4月～平成21年3月）

介護認定審査会委員研修参加者数（単位：人）

区分	年度				
	16	17	18	19	20
新任研修(区主催)	4	81	6	30	40
新任研修(都主催)	4	77	6	20	4
合議体の長を対象とする研修(都主催)	1	1	1	1	1

(3) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成 18 年度の介護保険制度の改正により新設された。構成は、被保険者 6 人以内、居宅サービス等の利用者等 1 人以内、医療従事者 1 人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者 6 人以内、指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内、学識経験者 2 人以内の計 20 人以内であり、区長が委嘱し、任期は 3 年である。同協議会は、区長の求めに応じて、地域包括支援センターの設置、運営に関する事項、その他適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。本会は現在、地域密着型サービス運営委員会の委員と兼任し、同時開催しており、平成 20 年度は 7 回開催した。

平成 20 年度審議事項

	開催日	主 な 内 容
第 1 回	平成 20 年 5 月 15 日	1. 練馬区地域包括支援センターの現状と課題 2. 平成 19 年度地域包括支援センター事業実績 3. 東京都における平成 20 年度地域包括支援センター設置状況
第 2 回	平成 20 年 6 月 20 日	1. 第 4 期練馬区介護保険事業計画に向けた地域包括支援センターの運営体制について 2. 第 4 期に向けた地域包括支援センター運営形態の比較
第 3 回	平成 20 年 7 月 17 日	1. 第 4 期介護保険事業計画における練馬区地域包括支援センターの方向性について
第 4 回	平成 20 年 9 月 10 日	案件なし
第 5 回	平成 20 年 11 月 10 日	1. 平成 20 年度地域包括支援センター事業実績について(報告)
第 6 回	平成 20 年 12 月 15 日	1. 第 4 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第 7 回	平成 21 年 3 月 24 日	1. 第 4 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 2. 第 4 期介護保険事業計画における地域包括支援センター支所増設について 3. 練馬区地域包括支援センターの呼称について

(4) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度の改正により新設された。構成は、被保険者6人以内、居宅サービス等の利用者等1人以内、医療従事者1人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者6人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。同委員会は、区長の求めに応じて、地域密着型介護（介護予防）サービス費の額、事業者の指定、サービス従業者に関する基準および事業の設備および運営に関する基準、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。本会は現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催しており、平成20年度は7回開催した。

平成20年度審議事項

	開催日	主な内容
第1回	平成20年 5月15日	1. 地域密着型サービス事業者の公募等の状況について 2. 地域密着型サービス事業者の指定について 3. 地域密着型サービス事業者の指定更新について
第2回	平成20年 6月20日	1. 指定更新手続について 2. 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について 3. 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとのサービス量見込みの検討について
第3回	平成20年 7月17日	1. 第4期介護保険事業計画における地域密着型サービス拠点の整備の方向性について 2. 地域密着型サービス事業者の指定について 3. 地域密着型サービス事業者の指定更新について
第4回	平成20年 9月10日	1. 地域密着型サービス事業者の指定更新について 2. 第3期介護保険事業計画上の地域密着型サービス事業者の選定状況等について 3. 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開)
第5回	平成20年 11月10日	1. 地域密着型サービス事業者の指定について 2. 地域密着型サービス事業者の指定更新について 3. 夜間対応型訪問介護の事業運営体制の変更について(報告)
第6回	平成20年 12月15日	1. 第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について 2. 地域密着型サービス事業者の指定更新について
第7回	平成21年 3月24日	1. 第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 2. 地域密着型サービス事業者の指定について 3. 地域密着型サービス事業者の指定更新について 4. 平成21年度練馬区地域密着型サービス事業者の公募について 5. 平成21年度介護報酬改定の概要(抜粋) 6. 指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について

練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会委員

委員長 橋本 泰子

委員長代理 鎌田 ケイ子

平成 21 年 3 月 31 日現在

選出区分	氏 名 (敬称略)	役 職 等
被保険者	大久保 和 恵	公募委員 (大泉学園町在住)
	酒 井 政 子	公募委員 (大泉学園町在住)
	篠 田 渙 子	公募委員 (平和台在住)
	高 崎 美代子	公募委員 (関町北在住)
	中 島 加代子	公募委員 (早宮在住)
	三ヶ崎 清 政	公募委員 (西大泉在住)
居宅サービス等の利用者等	岩 月 裕美子	公募委員 (高野台在住)
医療従事者	田 中 賦 彦	社団法人練馬区歯科医師会 理事
保健福祉関係団体の職員または従事者	関 口 博 通	社団法人練馬区薬剤師会 専務理事
	小 池 龍太郎	練馬区柔道接骨師会 相談役
	三 橋 道 子	練馬区民生児童委員協議会 代表副会長
	大 垣 喜久江	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま 所長
	中 村 典 央	ねりま社会福祉士会 会長
	遠 藤 共 一	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 デイ事業課長
指定居宅サービス事業者等の職員	重 信 好 恵	社団法人練馬区医師会居宅介護支援事業所 管理者
	上 野 芳 史	株式会社ケアサービス伊東 総務部チーフ
	斉 藤 雪 子	社会福祉法人泉陽会 グループホーム第三光陽苑いずみ ホーム長
	萩 原 純 子	有限会社シルバーハート 練馬デイサービスセンター 代表
学識経験者	橋 本 泰 子	大正大学 名誉教授
	鎌 田 ケイ子	NPO法人全国高齢者ケア協会 理事長

注：任期 3年間 (平成 18 年 7 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日)

5 被 保 険 者

(1) 第 1 号被保険者

年齢 65 歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成 21 年 3 月 31 日現在（住所地特例者を含め）134,577 人である。

第 1 号被保険者数 (単位：人)

年 年齢	17	18	19	20	21
第 1 号被保険者数 (各年 3 月 31 日現在)	118,775	122,625	127,133	130,681	134,577
総人口 (各年 4 月 1 日現在)	683,371	687,726	692,899	699,403	704,590
比 率	17.4%	17.8%	18.3%	18.7%	19.1%

第 1 号被保険者数：年齢別 各年 3 月 31 日現在 (単位：人)

年 年齢	17	18	19	20	21
65～69	36,915	36,718	37,209	37,329	38,706
70～74	32,822	34,025	34,704	34,916	34,401
75～79	23,756	24,823	26,032	27,230	28,203
80～84	14,023	14,942	16,162	17,381	18,593
85～89	7,129	7,721	8,323	8,921	9,550
90～94	3,204	3,373	3,546	3,666	3,767
95～99	806	900	1,026	1,081	1,172
100～	120	123	131	157	185
合 計	118,775	122,625	127,133	130,681	134,577

第 1 号被保険者の資格の取得・喪失の内訳 (単位：人)

年度		16	17	18	19	20
取 得	65 歳到達	7,605	8,216	8,733	8,397	8,521
	転入	1,398	1,334	1,287	1,274	1,273
	その他	101	105	320	170	218
	増計	9,104	9,655	10,340	9,841	10,012
喪 失	死亡	3,608	3,733	3,726	4,173	4,137
	転出	1,834	1,899	1,876	1,887	1,785
	その他	190	173	230	233	194
	減計	5,632	5,805	5,832	6,293	6,116

注：その他...転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人等

(2) 第2号被保険者

年齢40歳から64歳までの医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地(練馬区)の被保険者となる。平成18年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅が対象施設となっている。

他住所地特例者

の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地(他区市町村)の被保険者となる。

適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数：再掲

各年3月31日現在(単位：人)

区分 \ 年	17	18	19	20	21
住所地特例者	329	351	600	660	732
他住所地特例者	49	53	83	150	209
適用除外施設入所者	29	25	22	21	27

6 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をしてどのくらいの支援や介護が必要か、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要がある。

(1) 要支援・要介護認定申請

要支援・要介護認定の申請は、本人または家族等が、高齢者相談センター（地域包括支援センター）・同支所または介護保険課に直接、または指定居宅介護支援事業者などを通して行う。申請を受けると、区の認定調査員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、被保険者の心身の状況などを訪問して調査をする。申請のうち、新規申請者および区分変更申請者に対する調査は、原則として区が直接実施している、同時に区は、被保険者の主治医に心身の状態について意見書の作成を依頼する。

練馬区では調査が適正に行われるよう、居宅介護支援事業者等の調査員を対象に研修を実施し、調査員の資質の向上を図っている。

要支援・要介護認定申請の受理件数 (単位：件)

年度	16	17	18	19	20
区分					
新規	5,183	5,093	5,037	5,285	5,525
更新	18,060	16,115	18,417	11,789	17,190
区分変更	1,731	1,694	2,349	2,204	2,167
受給証明付	337	307	355	287	295
合計	25,311	23,209	26,158	19,565	25,177

注1：区分変更 ... 認定有効期間内に心身の状態が悪化・重度化する等により、現在の要支援・要介護度区分に該当しなくなった場合にする変更申請

注2：受給証明付... 前住所地で要支援・要介護認定を受けている被保険者が、転入時に受給資格証明書を添えてする申請

認定調査機関別件数 (単位：件)

年度	18	19	20
区分			
区	7,316	7,700	7,488
他市区町村（嘱託）	17	8	62
居宅介護支援事業者等（委託）	15,686	10,327	15,806
施設（委託）	2,004	994	935
合計	25,023	19,029	24,291

注：「区」には、介護保険課のほか、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の実施分を含む。

調査員研修

年度	16	17	18	19	20
回数（回）	12	12	12	11	10
延べ参加者数（人）	399	446	309	334	584

(2) 要介護認定審査

要支援・要介護度は訪問調査の結果による一次判定と、訪問調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた上で、介護認定審査会で審査・判定をし、区が認定する。

平成18年4月に、自立支援をより徹底する観点から見直しが行われ、従来の要支援が要支援1となり、要介護1相当のうち、状態の維持・改善の見込みがある人を対象とした要支援2という新たな認定区分が設けられた。

介護認定審査会開催数・審査判定数

年 度	16	17	18	19	20
審査会開催数(回)	695	690	709	663	730
審査判定数(件)	24,031	21,607	25,136	19,140	23,426

要支援・要介護認定者数

各年3月31日現在(単位:人)

年		17	18	19	20	21
要支援	第1号被保険者	1,989	2,011	-	-	-
	第2号被保険者	24	15	-	-	-
	合 計	2,013	2,026	-	-	-
	構成比	11.0%	10.6%	-	-	-
要支援1	第1号被保険者	-	-	1,087	957	1,100
	第2号被保険者	-	-	12	4	8
	合 計	-	-	1,099	961	1,108
	構成比	-	-	5.5%	4.6%	5.1%
要支援2	第1号被保険者	-	-	2,320	2,430	2,500
	第2号被保険者	-	-	58	54	44
	合 計	-	-	2,378	2,484	2,544
	構成比	-	-	11.9%	11.9%	11.7%
要介護1	第1号被保険者	6,126	6,416	3,722	3,324	3,505
	第2号被保険者	168	181	74	67	77
	合 計	6,294	6,597	3,796	3,391	3,582
	構成比	34.4%	34.4%	19.0%	16.3%	16.5%
要介護2	第1号被保険者	2,782	3,058	4,010	4,838	4,809
	第2号被保険者	139	128	163	178	161
	合 計	2,921	3,186	4,173	5,016	4,970
	構成比	16.0%	16.6%	20.9%	24.1%	22.9%
要介護3	第1号被保険者	2,471	2,454	3,017	3,364	3,564
	第2号被保険者	95	85	111	139	134
	合 計	2,566	2,539	3,128	3,503	3,698
	構成比	14.0%	13.2%	15.6%	16.8%	17.1%
要介護4	第1号被保険者	2,292	2,621	2,976	2,882	3,096
	第2号被保険者	92	109	104	115	105
	合 計	2,384	2,730	3,080	2,997	3,201
	構成比	13.0%	14.2%	15.4%	14.4%	14.8%
要介護5	第1号被保険者	2,017	2,036	2,244	2,357	2,487
	第2号被保険者	95	88	96	87	91
	合 計	2,112	2,124	2,340	2,444	2,578
	構成比	11.5%	11.1%	11.7%	11.8%	11.9%
合 計	第1号被保険者	17,677	18,596	19,376	20,152	21,061
	第2号被保険者	613	606	618	644	620
	合 計	18,290	19,202	19,994	20,796	21,681
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

7 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービス・介護予防サービス、介護保険施設に入所・入院して利用する施設サービスおよび住み慣れた地域で利用する地域密着型サービスがある。

平成18年4月の制度改正により、予防給付について、対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメントの見直しが行われ、心身の状態が維持・改善される可能性が高い要支援1・2の人を対象に、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とする内容が組み込まれた介護予防サービスが創設された。

(1) 保険給付の状況

ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。介護予防サービスのケアプラン（介護予防サービス計画）は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）・同支所の保健師等や高齢者相談センター（地域包括支援センター）から委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーに作成を依頼する。

居宅サービスのケアプラン（居宅サービス計画）は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接事業者と契約してケアプラン作成を依頼する。

また、ケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ高齢者相談センター（地域包括支援センター）にケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。

ケアプラン自己作成状況

（単位：延べ件数）

年 度	17	18	19	20
自己作成計画給付管理件数	35	35	37	52

居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

介護保険で利用できるサービスは、要介護度等に応じて利用限度額が決まっている。利用者は原則として、限度額内で利用したサービスの1割を負担し、残り9割を保険給付する。（サービス種類によっては食費・滞在費などの自己負担がある。）ただし、福祉用具購入費、住宅改修費（受領委任払いを除く）の支給などは、一旦全額を支払って、後日申請をすると9割が払い戻されるしくみ（償還払い）となっている。

なお、要支援1・2、要介護1は、利用できる福祉用具貸与の品目に一部制限がある。

居宅サービス・介護予防サービスの要介護度別利用者数

(単位：延べ人数)

年度 区分	17		18		19		20	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援	15,055	10.1%	1,239	0.8%		%		%
要支援1		%	3,834	2.5%	6,090	3.9%	6,262	3.8%
要支援2		%	8,962	5.9%	17,246	10.9%	18,276	11.1%
要支援計	15,055	10.1%	14,035	9.2%	23,336	14.8%	24,538	14.9%
1か月平均	1,255		1,170		1,945		2,045	
経過的要介護		%	6,106	4.0%	17	0.0%	10	0.0%
要介護1	58,518	39.2%	45,100	29.7%	31,355	19.9%	29,778	18.1%
要介護2	27,717	18.6%	33,383	22.0%	42,105	26.8%	46,756	28.4%
要介護3	21,039	14.1%	23,440	15.4%	28,054	17.8%	30,412	18.4%
要介護4	15,890	10.6%	18,315	12.1%	20,151	12.8%	20,799	12.6%
要介護5	11,018	7.4%	11,542	7.6%	12,377	7.9%	12,610	7.6%
要介護計	134,182	89.9%	137,886	90.8%	134,059	85.2%	140,365	85.1%
1か月平均	11,182		11,491		11,172		11,697	
合計	149,237	100%	151,921	100%	157,395	100%	164,903	100%
1か月平均	12,436		12,660		13,116		13,742	

注1:経過的要介護とは、18年度の制度改革の経過措置として、制度改革前に要支援の認定を受けていた人が、その認定の有効期間中、従来と同様の介護サービスを受けられるとしたものである。

注2:18年度の制度改革前の認知症対応型共同生活介護および認知症対応型通所介護の利用者数を含む。(以降は、地域密着型サービス)

注3:複数の種類のサービスを利用している場合も、1件として計上している。

居宅サービス・介護予防サービスの種類別利用者数

(単位：延べ人数)

サービスの種類		年度	17	18	19	20
訪問介護	介護給付			82,176	75,144	74,629
	予防給付		92,662	9,915	16,952	17,054
	計			92,091	92,096	91,683
訪問入浴介護	介護給付			6,717	6,582	6,398
	予防給付		6,540	0	1	2
	計			6,717	6,583	6,400
訪問看護	介護給付			16,568	16,162	16,359
	予防給付		16,908	296	515	397
	計			16,864	16,677	16,756
訪問リハビリテーション	介護給付			960	1,382	1,640
	予防給付		789	19	34	35
	計			979	1,416	1,675
通所介護	介護給付			42,386	45,442	49,445
	予防給付		43,531	2,894	5,452	6,269
	計			45,280	50,894	55,714
通所リハビリテーション	介護給付			11,057	10,353	11,971
	予防給付		11,448	536	721	771
	計			11,593	11,074	12,742
福祉用具貸与	介護給付			62,007	60,985	65,139
	予防給付		66,931	1,558	1,495	1,701
	計			63,565	62,480	66,840
短期入所生活介護	介護給付			9,063	10,235	11,489
	予防給付		8,744	48	80	158
	計			9,111	10,315	11,647
短期入所療養介護	介護給付			1,230	1,343	1,324
	予防給付		1,390	1	0	5
	計			1,231	1,343	1,329
居宅療養管理指導	介護給付			20,120	22,145	24,592
	予防給付		17,982	347	747	968
	計			20,467	22,892	25,560
特定施設入居者生活介護	介護給付			8,611	10,370	12,616
	予防給付		6,998	486	1,005	1,292
	計			9,097	11,375	13,908
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付			125,579	120,181	124,163
	予防給付		137,583	13,323	22,181	23,011
	計			138,902	142,362	147,174
福祉用具購入費	介護給付			1,998	2,059	2,023
	予防給付		2,209	117	212	215
	計			2,115	2,271	2,238
住宅改修費	介護給付			1,343	1,272	1,302
	予防給付		1,769	154	238	274
	計			1,497	1,510	1,576
合計	介護給付			389,815	383,655	403,090
	予防給付		415,484	29,694	49,633	52,152
	計			419,509	433,288	455,242

注：18年度に地域密着型サービスに移行した認知症対応型共同生活介護の17年度分は、地域密着型サービスに掲出

居宅サービス・介護予防サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	17	18	19	20
訪問介護	介護給付			5,199,104,416	4,927,965,143	4,665,936,783
	予防給付	5,482,368,406		183,310,149	294,769,085	288,060,256
	計			5,382,414,565	5,222,734,228	4,953,997,039
訪問入浴介護	介護給付			358,995,211	353,395,948	332,728,610
	予防給付	343,954,390		0	24,717	24,716
	計			358,995,211	353,420,665	332,753,326
訪問看護	介護給付			655,484,404	657,552,091	648,380,192
	予防給付	620,083,480		7,126,098	12,281,608	8,021,502
	計			662,610,502	669,833,699	656,401,694
訪問リハビリテーション	介護給付			15,836,769	26,000,114	32,885,835
	予防給付	13,173,755		352,772	688,520	657,965
	計			16,189,541	26,688,634	33,543,800
通所介護	介護給付			2,827,714,648	3,119,659,677	3,432,039,897
	予防給付	3,039,747,359		114,723,262	217,648,654	243,630,454
	計			2,942,437,910	3,337,308,331	3,675,670,351
通所リハビリテーション	介護給付			642,232,380	645,756,980	750,677,856
	予防給付	657,114,421		24,553,745	34,279,686	33,980,597
	計			666,786,125	680,036,666	784,658,453
福祉用具貸与	介護給付			928,192,705	911,876,596	977,822,179
	予防給付	977,650,041		15,481,296	8,943,336	9,953,703
	計			943,674,001	920,819,932	987,775,882
短期入所生活介護	介護給付			555,926,923	637,012,701	755,434,854
	予防給付	585,825,523		1,338,051	1,960,258	5,131,803
	計			557,264,974	638,972,959	760,566,657
短期入所療養介護	介護給付			101,591,844	99,238,979	99,082,991
	予防給付	112,550,997		94,723	0	284,418
	計			101,686,567	99,238,979	99,367,409
居宅療養管理指導	介護給付			208,256,020	230,827,390	276,133,743
	予防給付	185,715,822		3,188,430	7,395,660	9,874,989
	計			211,444,450	238,223,050	286,008,732
特定施設入居者生活介護	介護給付			1,606,778,862	1,998,009,252	2,438,177,342
	予防給付	1,285,805,023		51,232,337	109,856,666	146,278,379
	計			1,658,011,199	2,107,865,918	2,584,455,721
居宅介護支援・介護予防支援	介護給付			1,453,078,133	1,431,099,261	1,489,342,054
	予防給付	1,277,261,064		69,869,820	98,652,771	101,883,344
	計			1,522,947,953	1,529,752,032	1,591,225,398
福祉用具購入費	介護給付			56,813,041	55,933,902	55,121,991
	予防給付	61,616,621		2,912,901	5,156,649	5,062,758
	計			59,725,942	61,090,551	60,184,749
住宅改修費	介護給付			138,142,619	131,854,263	130,980,327
	予防給付	188,617,551		16,155,505	28,303,436	30,265,426
	計			154,298,124	160,157,699	161,245,753
合計	介護給付			14,748,147,975	15,226,182,297	16,084,744,654
	予防給付	14,831,484,453		490,339,089	819,961,046	883,110,310
	計			15,238,487,064	16,046,143,343	16,967,854,964

注：18年度に地域密着型サービスに移行した認知症対応型共同生活介護の17年度分は、地域密着型サービスに掲出

施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わして入所・入院し、施設でケアプランを作成してサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者は食費・居住費や日用品などを除いて、原則として1割を負担し、残り9割を保険給付する。

本来、要支援者は施設サービスを利用できないが、平成18年4月1日に介護保険施設に入所していた場合には、制度改正後、初めての更新申請をして要支援認定を受けた場合、3年間に限り、当該施設に入所している間は要介護認定を受けたものとしてみなして、介護給付を受けられることとする経過措置が設けられた。

施設サービスの施設種類別・要介護度別利用者数

(単位:延べ人数)

施設・区分	年度	17		18		19		20	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護老人福祉施設	要支援1	-	-%	17	0.1%	13	0.1%	7	0.0%
	要支援2	-	-%	6	0.0%	6	0.0%	5	0.0%
	要介護1	845	5.0%	661	3.8%	544	2.9%	406	2.1%
	要介護2	1,923	11.3%	1,705	9.9%	1,689	9.1%	1,701	8.9%
	要介護3	2,865	16.8%	2,545	14.8%	2,997	16.1%	3,593	18.7%
	要介護4	5,947	34.9%	6,534	37.9%	6,695	36.1%	6,852	35.7%
	要介護5	5,439	32.0%	5,768	33.5%	6,616	35.6%	6,636	34.6%
	施設別計	17,019	100%	17,236	100%	18,560	100%	19,200	100%
	1か月平均	1,418		1,436		1,547		1,600	
介護老人保健施設	要支援1	-	-%	3	0.0%	5	0.1%	0	0.0%
	要支援2	-	-%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	要介護1	748	9.1%	761	8.6%	552	6.1%	480	5.1%
	要介護2	1,463	17.9%	1,453	16.4%	1,694	18.6%	1,802	19.1%
	要介護3	2,428	29.6%	2,500	28.1%	2,636	28.9%	2,804	29.7%
	要介護4	2,457	30.0%	3,088	34.8%	3,059	33.6%	3,048	32.3%
	要介護5	1,096	13.4%	1,080	12.2%	1,168	12.8%	1,300	13.8%
	施設別計	8,192	100%	8,885	100%	9,114	100%	9,434	100%
	1か月平均	683		740		760		786	
介護療養型医療施設	要介護1	115	1.7%	88	1.3%	74	1.0%	67	1.0%
	要介護2	275	4.2%	237	3.6%	212	3.0%	193	2.9%
	要介護3	693	10.5%	545	8.2%	650	9.1%	505	7.7%
	要介護4	2,016	30.5%	2,486	37.3%	2,493	34.8%	2,052	31.2%
	要介護5	3,507	53.1%	3,303	49.6%	3,735	52.1%	3,760	57.2%
	施設別計	6,606	100%	6,659	100%	7,164	100%	6,577	100%
	1か月平均	551		555		597		548	
合計	要支援	0	0.0%	-	-%	-	-%	-	-%
	要支援1	-		20	0.1%	18	0.1%	7	0.0%
	要支援2	-		6	0.0%	6	0.0%	5	0.0%
	要介護1	1,708	5.4%	1,510	4.6%	1,170	3.4%	953	2.7%
	要介護2	3,661	11.5%	3,395	10.4%	3,595	10.3%	3,696	10.5%
	要介護3	5,986	18.8%	5,590	17.1%	6,283	18.0%	6,902	19.6%
	要介護4	10,420	32.7%	12,108	36.9%	12,247	35.2%	11,952	33.9%
	要介護5	10,042	31.6%	10,151	31.0%	11,519	33.1%	11,696	33.2%
	合計	31,817	100%	32,780	100%	34,838	100%	35,211	100%
	1か月平均	2,651		2,732		2,903		2,934	

施設サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類	年度			
	17	18	19	20
介護老人福祉施設	4,252,209,767	4,285,484,510	4,612,310,259	4,718,470,342
介護老人保健施設	2,072,844,973	2,211,296,474	2,272,491,587	2,393,729,554
介護療養型医療施設	2,357,425,901	2,399,724,453	2,602,047,790	2,381,868,900
食事費用(注)	862,789,240	634,120	47,490	8,950
合 計	9,545,269,881	8,897,139,557	9,486,897,126	9,494,059,846

注：17年10月からは居住費・食費が保険給付対象外となった。18年度以降は17年度中にかかった費用の追加等請求分

地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスは平成18年度に、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な区市町村で提供されるサービスとして創設された。このサービスは、地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、事業者は要介護者等の日常生活圏域内に拠点を置いてサービス提供をするため、原則として当該区市町村の住民のみが利用できることになっている。

地域密着型サービスの利用には、居宅介護支援事業者のケアマネジャー等にケアプランを作成してもらい、ケアプランに基づいて事業者と契約して利用する方法(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護が該当)と、直接事業者と契約してケアプランを作成してもらい、利用する方法(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が該当)がある。原則、費用の1割が利用者の自己負担となるが、サービス種類によって、食費等も自己負担となる。

地域密着型サービスの要介護度別利用者数

(単位：延べ人数)

区分	18		19		20	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援1	0	0%	0	0.0%	0	0.0%
要支援2	5	0.1%	4	0.0%	26	0.3%
要支援計	5	0.1%	4	0.0%	26	0.3%
1ヶ月平均	0		0		2	
経過的要介護	21	0.3%	0	0%	0	0.0%
要介護1	802	12.8%	706	9.1%	914	10.0%
要介護2	1,162	18.6%	1,431	18.3%	1,770	19.4%
要介護3	1,703	27.2%	2,475	31.7%	2,740	30.0%
要介護4	1,629	26.0%	1,921	24.6%	2,132	23.4%
要介護5	934	15.0%	1,263	16.2%	1,544	16.9%
要介護計	6,251	99.9%	7,796	99.9%	9,100	99.7%
1か月平均	521		650		758	
合 計	6,256	100%	7,800	100%	9,126	100%
1か月平均	521		650		761	

地域密着型サービスの種類別利用者数

(単位：延べ人数)

サービスの種類		年度	17	18	19	20
夜間対応型訪問介護	介護給付			22	328	1,178
認知症対応型通所介護	介護給付			3,266	3,777	3,784
	予防給付			1	0	4
	計			3,267	3,777	3,788
小規模多機能型居宅介護	介護給付			72	418	773
	予防給付			0	4	22
	計			72	422	795
認知症対応型共同生活介護	介護給付			2,891	3,273	3,365
	予防給付	2,348		4	0	0
	計			2,895	3,273	3,365
合 計	介護給付			6,251	7,796	9,100
	予防給付	2,348		5	4	26
	計			6,256	7,800	9,126

地域密着型サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	17	18	19	20
夜間対応型訪問介護	介護給付			374,335	6,629,537	21,576,574
認知症対応型通所介護	介護給付			332,404,267	411,432,615	419,880,135
	予防給付			111,258	0	299,498
	計			332,515,525	411,432,615	420,179,633
小規模多機能型居宅介護	介護給付			14,049,994	79,961,476	150,786,583
	予防給付			0	278,149	1,990,893
	計			14,049,994	80,239,625	152,777,476
認知症対応型共同生活介護	介護給付			719,740,747	807,575,830	853,970,004
	予防給付	566,442,427		1,039,581	0	0
	計			720,780,328	807,575,830	853,970,004
合 計	介護給付			1,066,569,343	1,305,599,458	1,446,213,296
	予防給付	566,442,427		1,150,839	278,149	2,290,391
	計			1,067,720,182	1,305,877,607	1,448,503,687

注1：認知症対応型共同生活介護は、17年度まで居宅サービスであった。

注2：夜間対応型訪問介護は、要支援1・2は利用できない。

注3：認知症対応型共同生活介護は、要支援1は利用できない。

(2) 低所得者等の利用者負担軽減

介護サービスを利用した場合に、利用者は原則1割を負担する。低所得者が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策をとっている。

平成17年10月の法改正に伴い、利用者負担段階や軽減内容が変更になった。

なお、平成18・19年度については、税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止された影響で、一定の要件を満たす方について激変緩和措置を実施した。

高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額（福祉用具購入費、住宅改修費、居住費・食費、日常生活費等は対象外）の世帯合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。

(単位：件・円)

年度		上限額	区分	17	18	19	20
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	15,000円	件数	2,362	5,653	6,726	7,018
			金額	23,674,332	57,150,590	66,073,447	71,677,044
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	15,000円	件数	7,196	25,079	26,332	28,581
			金額	89,511,968	290,672,412	311,969,091	334,603,857
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	24,600円	件数	4,903	7,385	7,773	8,543
			金額	30,512,738	47,300,549	51,470,478	53,695,255
第4段階	特別区民税課税世帯	37,200円	件数	2,494	6,440	7,078	6,931
			金額	12,412,802	32,229,371	38,285,109	37,434,134
合 計			件数	16,955	44,557	47,909	51,073
			金額	156,111,840	427,352,922	467,798,125	497,410,290

注：17年度は17年11月処理分（10月利用分）からの実績

制度改正前

(単位：件・円)

年度		上限額	区分	17
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	15,000円	件数	3,291
			金額	32,614,158
本人および世帯全員が特別区民税非課税		24,600円	件数	12,531
			金額	77,929,596
特別区民税課税世帯		37,200円	件数	3,437
			金額	17,187,727
合 計			件数	19,259
			金額	127,731,481

注：17年度は17年10月処理分（9月利用分）までの実績

食費・居住費（滞在費）の軽減 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者の負担が過重にならないよう、介護保険施設等利用時（入所・短期入所）には基準費用額（平均的な費用）と負担限度額との差を、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で補う補足給付があり、介護保険施設の入所・入院者（短期入所を含む）で特別区民税非課税者等に対して、申請に基づき、食費・居住費（滞在費）を軽減する。

なお、平成17年10月から食費・居住費（滞在費）が自己負担となるまでは、介護保険施設の入所・入院者で特別区民税世帯非課税者等に対して、申請に基づき食事の標準負担額（1日あたり780円）を減額していた。

特定入所者介護（介護予防）サービス費

（単位：人(認定者数)、円(金額)）

利用者負担段階		年度	区分	17	18	19	20
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	認定 件数		275	424	479	488
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下			1,470	1,848	1,967	2,172
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない			584	674	971	1,005
合計		認定 件数		2,329	2,946	3,417	3,665
		金額		300,157,269	725,783,225	772,189,307	819,474,228

注1：17年度は17年10月認定分からの実績

注2：金額は、 の特例減額措置および の旧措置入所者の負担減免のうち特定負担限度額認定の分を含む。

食事の標準負担額(食費)の減額（旧制度）認定件数 （単位：人）

区分		年度	17
・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	日額 300円		204
本人および世帯全員が特別区民税非課税	日額 500円		1,326
合計			1,530

注：17年度は17年9月認定分までの実績

利用者負担第4段階の特例減額措置

本人または世帯員が特別区民税を課税されていると、利用者負担第4段階に該当し、特定入所者介護等サービス費の支給対象にならない。ただし、高齢夫婦等の二人以上世帯で、一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になるような場合には、申請に基づき、利用者負担第3段階の負担限度額とみなして、と同様、食費や居住費を減額する。

認定件数 （単位：人）

年度	17	18	19	20
食費	1	0	0	1
居住費	1	0	0	0

旧措置入所者の負担軽減

施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた人（旧措置入所者）に対して、平成12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および食費・居住費(平成17年9月までは食費のみ)の減免を行う。軽減した費用は、利用者負担は「施設サービス費」、食費・居住費は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で賄われる。

認定件数 (単位：人)

年 度	17	18	19	20
利用者負担額減免	158	153	128	101
特定負担限度額認定(食費・居住費)	153	298	249	208

注：17年度は17年10月認定分からの実績

制度改正前 認定件数 (単位：人)

年 度	17
利用者負担額減免	190
特定標準負担額認定(食費)	380

17年度は9月認定分までの実績

訪問介護等利用者負担額の減免

国の特別対策により、平成11年度中に区のホームヘルプサービスを無料で利用していた障害者への経過措置として、利用者負担を10%から3%(19年7月からは6%)に減額した。なお、この経過措置は20年6月で終了となった。

また、平成18年度からは、障害者自立支援法の施行に伴う制度移行措置として、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた一定の要件を満たす人が、介護保険の適用を受けることになった場合には、利用者負担を免除する。

対 象		年 度			
		17	18	19	20
障害者	認定件数 (人)	経過措置	256	230	206
		制度移行 措置		0	0
	助成件数(延べ人数)	2,604	2,273	1,995	627
	助成金額(円)	19,006,204	17,230,235	10,824,182	2,696,440
低所得者	認定件数(人)				
	助成件数(延べ人数)	2,179	9	1	
	助成金額(円)	6,452,863	31,225	5,549	

注：低所得者についても同様の措置を実施していたが、17年3月末で制度終了

生計困難者に対する利用者負担額の減額

世帯非課税者等の一定の要件に該当する人が、減額を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、申請により利用者負担額(介護費、食費、居住費・滞在費)を減額する。平成17年10月からは対象者の要件を東京都の要綱に合わせて変更し、また、利用者負担額を3/4(老齢福祉年金受給者は1/2、激変緩和措置対象者は7/8)に変更した。

年 度	17	18	19	20
認定件数(人)	657	228	184	174
助成件数(延べ人数)	3,853	2,215	1,899	1,753
助成金額(円)	14,622,179	5,131,378	5,228,732	4,548,682

注：17年9月までは利用者負担額を1/2に減額

災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により1割の負担額を一定期間減額・免除する。

17～20年度	減額・免除なし
---------	---------

境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する人について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。

適用される費用は、負担限度額（居住費・食費）、高額介護等サービス費および保険料である。

年度	17	18	19	20
適用の種類	・食事の標準負担額 ・高額介護サービス費 ・負担限度額	・負担限度額	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等サービス費 ・保険料
軽減者数(人)	10	12	14	13

(3) 介護保険関連給付

住宅改修理由書作成に対する支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が居宅介護(介護予防)住宅改修費の申請に係る理由書を作成した場合、これらの者に対して助成を行う。助成額は、1件あたり2,000円である。なお、平成18年度から、この事業は、地域支援事業である。

年度	17	18	19	20
助成件数(件)	283	251	66	69
助成金額(円)	566,000	502,000	132,000	138,000

注：17年度までは、介護予防・地域支え合い事業として実施

暫定サービス利用者負担助成

要介護認定申請中に死亡するなど要介護認定結果が出せなかった人が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用した場合に、保険給付相当額を支給する練馬区独自の事業を実施している。

年度	17	18	19	20
助成件数(件)	8	9	11	16
助成金額(円)	88,333	211,373	190,907	354,202

(4) 給付の適正化

区では、介護保険給付の適正化を図るための各種取組を行っている。平成 19 年度にはこの取組をさらに推進するため、「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定した。なお、ケアプラン標準化事業および 介護給付費通知は、地域支援事業である。

ケアプラン標準化事業

平成 18 年 10 月から、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検（ケアプランチェック）を実施するため、介護給付調査員として非常勤職員 2 名を採用した。平成 18 年度は、1 事業所につき 1 件のケアプランを提出させ、作成状況等の検証および評価を行った。平成 19 年度からは、介護を必要とする高齢者の尊厳ある自立支援を目的として、課題分析による的確な生活全般の解決すべき課題の把握、明確な目標設定、適切なケアプラン作成などケアマネジメントの手順が確実に行われているか、介護給付調査員が個々に事業者を訪問し、確認、助言、指導を行っている。

年度	18	19	20
実施事業者数	153	47	50
点検件数	156	92	100

介護給付費通知

利用者自身が利用しているサービスの給付実績を確認する機会を作り、利用者の意識啓発と保険給付の適正化を図ることを目的として、平成 19 年度から介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知している。

年度	19	20
実施回数	1	2
通知延べ件数	15,526	32,752

給付適正化パンフレット（介護サービスの正しい利用法）

主に居宅サービスを利用する区民や家族を対象として、介護サービスの正しい利用法を分かりやすく示したパンフレットを作成、配布している。平成 20 年度は 15,000 部作成した。

医療情報との突合

利用者が入院している期間など、医療保険給付と介護保険給付を同時に受けられないケースについて、国保連介護給付適正化システムから提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、重複している事業者に対し点検を行い、介護給付が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

返還請求等

給付の適正化を図るため、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償や、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。

不適切な算定による返還請求

年度	17	18	19	20
件数	3	5	10	2

第三者行為求償（申請件数）

年度	17	18	19	20
件数	3	0	0	0

（５）保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられる。

1年間滞納した場合（支払方法の変更）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、後日申請により9割分が払い戻される。

1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用している介護サービスの給付費（9割）の一部または全額が一時的に差し止められる。さらに滞納が続く場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を控除される。

2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられる。また、高額介護等サービス費や特定入所者介護等サービス費の支給が受けられなくなる。

年度	17	18	19	20
種類	給付額の減額	給付額の減額	支払方法の変更（1） 給付額の減額（47）	給付額の減額
件数	33	30	48	56

8 地域支援事業

平成18年度に介護保険制度が改正され、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的で、地域支援事業が創設された。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成される。また、全市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業とに分けられる。

(1) 介護予防事業

介護予防事業は、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化防止のための事業である。要支援・要介護状態になるおそれのある特定高齢者を対象とした介護予防特定高齢者事業と、地域における全ての高齢者を対象に実施する介護予防一般高齢者事業とに区分される。なお各事業を利用した際は、一定の利用者負担がある。

介護予防特定高齢者事業

事業名		年度		
		18	19	20
特定高齢者把握事業（生活機能評価健診）	受診者数	老人保健法に基づく高齢者健診の一部として実施		52,825人
	決算額			265,071,164円
高齢者筋力向上トレーニング	参加実人数	84人	135人	133人
	参加延べ人数	1,670人	2,674人	2,759人
	実施延べ回数	400回	418回	500回
	決算額	11,765,268円	19,039,270円	23,682,755円
転倒骨折予防事業（転倒予防のための体力づくり教室）	参加実人数	53人	80人	64人
	参加延べ人数	530人	806人	656人
	実施延べ回数	172回	143回	144回
	決算額	6,933,709円	5,679,732円	5,693,786円
栄養改善事業（食を楽しむ応援教室）	参加実人数	10人	20人	22人
	参加延べ人数	47人	103人	158人
	実施延べ回数	12回	30回	40回
	決算額	617,557円	5,920,019円	6,640,072円
口腔機能向上事業（しっかりかんで元気応援教室）	参加実人数	21人	52人	72人
	参加延べ人数	118人	243人	375人
	実施延べ回数	12回	30回	36回
	決算額	892,863円	5,296,586円	6,577,252円
食事サービス（配食サービス）	実績	任意事業で実施		
	決算額	32,001円	0円	0円
特定高齢者評価事業（介護予防事業評価委員会）	開催回数	2回	2回	2回
	決算額	473,520円	558,850円	188,885円

介護予防一般高齢者事業

事業名		年度	18	19	20
介護予防小冊子作成	作成部数		手帳 2,000 冊、 小冊子 1,500 冊	パンフレット 7,500 冊、 小冊子 1,400 冊	パンフレット 7,500 冊
	決算額		958,650 円	928,200 円	892,500 円
講演会・健康教育教室・健康相談	参加延べ人数		3,164 人	3,955 人	4,416 人
	実施延べ回数		103 回	172 回	184 回
	決算額		1,637,100 円	2,801,200 円	3,304,943 円
よりあいひろば事業	参加延べ人数		6,729 人	5,078 人	6,475 人
	実施延べ回数		395 回	367 回	405 回
	決算額		10,260,000 円	10,260,000 円	10,260,000 円

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が行う事業で、その内容は、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業である。

区市町村は実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置することとなり、練馬区では4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を直営で設置している。平成19年度より、区内に19か所の在宅介護支援センターに併設して、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を設置し、その機能の充実を図っている。

事業名		年度	18	19	20
総合相談支援事業、 権利擁護事業	相談件数		40,732 件	55,471 件	98,061 件
	(うち権利擁護相談)		(339 件)	(222 件)	(446 件)
ケアプラン作成 (特定高齢者)	作成件数		156 件	350 件	690 件
	特定高齢者数		1,454 人	5,898 人	4,738 人
決算額			319,844,346 円	453,345,371 円	523,176,002 円

平成 21 年 6 月末日時点で集計済みの分

また、高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、包括的支援事業の他、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成等を行う。介護予防支援事業の一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できていることになっている。

【指定介護予防支援事業分】

事業名		年度	18	19	20
ケアプラン作成 (要支援 1・2)	委託契約事業所数		285 か所	257 か所	276 か所
	作成件数（委託分含む）		1,888 件	1,901 件	1,981 件

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、被保険者や要介護者を介護している人等に対し、地域の実情に応じて実施する事業で、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業の3種類が定められている。

任意事業

事業名		年度	18	19	20
介護給付費適正化 推進（ケアプラン チェック）	実施事業者数		153 事業者	47 事業者	50 事業者
	決算額		3,100,263 円	6,248,672 円	6,419,896 円
	介護給付費適正化 推進（介護給付費 通知）	実施回数	未実施	1 回	2 回
	通知延件数	15,526 件		32,752 件	
	決算額	3,934,751 円		2,381,185 円	
家族介護者教室	参加延べ人数		1,468 人	1,350 人	1,316 人
	実施延回数		118 回	120 回	113 回
	決算額		2,385,000 円	2,497,500 円	2,362,500 円
認知症高齢者 徘徊探索サービス	機器貸出件数		480 件	341 件	309 件
	決算額		1,405,268 円	1,193,128 円	1,044,965 円
家族介護慰労事業	支給件数		10 件	8 件	4 件
	決算額		1,000,000 円	801,280 円	402,070 円
紙おむつなどの支 給	紙おむつ支給延べ人数		29,806 人	32,596 人	36,186 人
	おむつ代支給延べ人数		3,599 人	3,753 人	3,830 人
	決算額		171,075,830 円	182,257,445 円	200,441,130 円
住宅改修理由書作 成業務助成	助成件数		251 件	66 件	69 件
	決算額		502,000 円	132,000 円	138,000 円
食事サービス （配食サービス）	利用人数		1,017 人	1,015 人	1,087 人
	食数		97,108 食	103,964 食	112,305 食
	決算額		47,185,320 円	48,136,108 円	47,722,822 円
高齢者緊急保護事 業	利用人数		13 人	18 人	21 人
	決算額		3,650,000 円	3,660,000 円	3,650,000 円

9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

(1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成18～20年度の事業運営期間における保険料は、7段階の所得段階別で、基準額は47,400円(月額3,950円)であった。

なお、平成18年度の税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止されたことに伴い所得段階が変更になった方に対して、平成18～20年度については、保険料の激変緩和措置を実施した(平成21年度廃止)。

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収(特別徴収)となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となる。平成18年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

第3期(平成18～20年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.625	29,630円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	基準額×0.75	35,550円
第4段階	本人が特別区民税非課税で、世帯の中に特別区民税課税者がいる	基準額	47,400円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	59,250円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上800万円未満	基準額×1.5	71,100円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上	基準額×1.625	77,030円

基準額 = 基準月額 × 12か月

<参考> 第4期(平成21～23年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	23,700円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で第2段階に該当しない	基準額×0.7	33,180円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.8	37,920円
第4段階	本人が特別区民税非課税で、世帯の中に特別区民税課税者がいて、特例第4段階に該当しない	基準額	47,400円

第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.1	52,140円
第6段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.2	56,880円
第7段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.3	61,620円
第8段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.4	66,360円
第9段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.5	71,100円
第10段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.6	75,840円
第11段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×1.7	80,580円
第12段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×1.8	85,320円

所得段階別の第1号被保険者数

各年3月31日現在（単位：人）

所得段階		年			
		18	19	20	21
第1段階	被保険者数	4,132	4,422	4,616	4,905
	構成比	3.4%	3.5%	3.5%	3.6%
第2段階	被保険者数	39,320	18,878	19,393	20,259
	構成比	32.1%	14.8%	14.8%	15.1%
第3段階	被保険者数	35,396	12,230	13,208	13,938
	構成比	28.9%	9.6%	10.1%	10.4%
第4段階	被保険者数	17,646	34,245	34,695	35,281
	構成比	14.4%	26.9%	26.5%	26.2%
第5段階	被保険者数	26,131	25,711	26,640	27,705
	構成比	21.3%	20.2%	20.4%	20.6%
第6段階	被保険者数		26,473	26,866	27,275
	構成比		20.8%	20.6%	20.3%
第7段階	被保険者数		5,174	5,263	5,214
	構成比		4.1%	4.0%	3.9%
合計	被保険者数	122,625	127,133	130,681	134,577
	構成比	100%	100%	100%	100%

(2) 生計困難な方の保険料の減額

所得段階第2・3段階の人で一定の条件に該当する生計困難な人の保険料を、第1段階の保険料額に減額する。（平成21～23年度は第3段階を第2段階に減額）

年度	17	18	19	20
減額者数（人）	223	232	230	250
助成金額（円）	2,124,700	1,643,420	1,666,630	1,766,370

(3) 第1号被保険者の保険料収納状況

介護保険料の収納状況

現年分

（単位：円）

区分		年度			
		17	18	19	20
調定額(A)		4,972,651,300	6,250,893,480	6,511,806,070	6,678,594,940
収納額	金額(B)	4,846,614,430	6,085,360,401	6,341,233,326	6,502,170,977
	収納率(B/A)	97.5%	97.4%	97.4%	97.4%
収入未済額	金額(C)	126,036,870	165,533,079	170,572,744	176,423,963
	収入未済率(C/A)	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%

滞納繰越分

(単位：円)

区分		年度			
		17	18	19	20
調定額(A)		222,269,581	238,806,270	287,613,339	323,820,565
収納額	金額(B)	28,286,021	27,153,340	36,244,708	31,375,981
	収納率(B/A)	12.7%	11.4%	12.6%	9.7%
不納 欠損額	金額(C)	81,214,160	89,572,670	98,120,810	122,187,580
	不納欠損率(C/A)	36.5%	37.5%	34.1%	37.7%
収入 未済額	金額(D=A-B-C)	112,769,400	122,080,260	153,247,821	170,257,004
	収入未済率(D/A)	50.7%	51.1%	53.3%	52.6%

徴収方法別の収納状況(現年分)

徴収方法		年度			
		17	18	19	20
特別 徴 収	調定者数(人)	96,287	105,051	109,213	111,831
	調定額(円)	3,826,085,500	4,934,801,510	5,413,190,940	5,581,619,590
	収納額(円)	3,826,085,500	4,934,801,510	5,413,190,940	5,581,619,590
	収納率	100%	100%	100%	100%
普 通 徴 収	調定者数(人)	31,246	26,889	26,658	27,766
	調定額(円)	1,146,565,800	1,316,091,970	1,098,615,130	1,096,975,350
	収納額(円)	1,020,528,930	1,150,558,891	928,042,386	920,551,387
	収納率	89.0%	87.4%	84.5%	83.9%
合 計	調定者数(人)	127,533	131,940	135,871	139,597
	調定額(円)	4,972,651,300	6,250,893,480	6,511,806,070	6,678,594,940
	収納額(円)	4,846,614,430	6,085,360,401	6,341,233,326	6,502,170,977
	収納率	97.5%	97.4%	97.4%	97.4%

口座振替の状況

各年3月31日現在(単位：人)

年	18	19	20	21
普通徴収被保険者数	30,020	25,948	25,690	26,802
口座振替加入者数	10,812	7,771	7,386	7,326
口座振替加入率	36.0%	30.0%	28.8%	27.3%

(4) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区(保険者)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することはなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の31%(平成21年~23年度は30%)に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。

10 介護保険財政

介護保険事業の費用は、40歳以上の人の介護保険料と公費（国、都、区で負担）で賄われている。この収入および支出については、法令に基づき特別会計を設けている。

(1) 保険給付

介護給付・予防給付の費用は、保険料と公費が50%ずつ負担することになっている。保険料負担の内訳は、第1号被保険者分が19%（平成21～23年度は20%）、第2号被保険者分（支払基金交付金）が31%（平成21～23年度は30%）で、公費負担の内訳は、国25%、都12.5%、区12.5%となっている。ただし、介護保険施設と有料老人ホーム等の特定施設に係る給付費（施設等給付費）については、国が20%、都が17.5%となっている。なお、国の25%（施設等給付費20%）のうち5%については、区市町村間の第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付される。20年度の練馬区の交付率は3.69%であった。

(2) 地域支援事業

介護予防事業の費用負担は介護給付費と同様となっており、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の保険料負担がなく、その分は公費で負担している。すなわち、介護予防事業の費用負担の内訳は、第1号被保険者分が19%（平成21～23年度20%）、第2号被保険者分31%（同30%）、国25%、都12.5%、区12.5%であり、包括的支援・任意事業費用の負担の内訳は、第1号被保険者分が19%（平成21～23年度20%）、国40.5%（同40%）、都20.25%（同20%）、区20.25%（同20%）である。地域支援事業には調整交付金としての交付はない。なお、上記費用負担の対象となる事業費（交付金対象額）には上限がある。すなわち、介護保険事業計画による保険給付費見込額に対して、地域支援事業の費用全体で3.0%（平成18年度2.0%、19年度2.3%）以内、かつ、介護予防事業の費用および包括的支援事業と任意事業との費用合計が、それぞれ2.0%（平成18・19年度は1.5%）以内となっている。上限を超えた分については、区一般会計から繰り入れている。

地域支援事業歳出総額と交付金対象額

（単位：円）

事業名	年度	18	19	20
	介護予防事業	歳出総額	33,570,668	50,483,857
	うち交付金対象額	33,319,667	48,087,484	320,053,417
包括的支援事業+任意事業	歳出総額	550,148,027	702,206,255	787,738,570
	うち交付金対象額	442,991,456	474,007,393	676,121,062
合計	歳出総額	583,718,695	752,690,112	1,110,049,927
	うち交付金対象額	476,311,123	522,094,877	996,174,479

介護保険会計（保険事業勘定）決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	17		18		19		20	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
1 介護保険料	4,879,953,421	18.8%	6,120,172,001	21.3%	6,388,446,624	20.5%	6,543,291,278	20.6%
1 介護保険料	4,879,953,421	18.8%	6,120,172,001	21.3%	6,388,446,624	20.5%	6,543,291,278	20.6%
2 国庫支出金	5,933,161,000	22.9%	6,272,140,804	21.9%	6,385,256,494	20.5%	6,840,677,163	21.5%
1 国庫負担金	5,174,855,000	20.0%	5,266,011,000	18.3%	5,275,263,000	16.9%	5,415,386,000	17.0%
2 国庫補助金	758,306,000	2.9%	1,006,129,804	3.5%	1,109,993,494	3.6%	1,425,291,163	4.5%
3 支払基金交付金	8,258,161,000	31.9%	8,555,851,000	29.8%	8,736,319,000	28.0%	9,246,401,000	29.1%
1 支払基金交付金	8,258,161,000	31.9%	8,555,851,000	29.8%	8,736,319,000	28.0%	9,246,401,000	29.1%
4 都支出金	3,194,093,000	12.3%	4,106,616,318	14.3%	4,220,287,747	13.5%	4,478,771,081	14.1%
1 都負担金	3,194,093,000	12.3%	4,012,610,917	14.0%	4,115,925,000	13.2%	4,299,599,000	13.5%
2 都補助金			94,005,401	0.3%	104,362,747	0.3%	179,172,081	0.6%
5 財産収入	465,095	0.0%	2,146,619	0.0%	6,437,845	0.0%	11,289,585	0.0%
1 財産運用収入	465,095	0.0%	2,146,619	0.0%	6,437,845	0.0%	11,289,585	0.0%
6 繰入金	3,472,835,917	13.4%	3,502,337,298	12.2%	3,825,966,607	12.3%	3,949,202,853	12.4%
1 一般会計繰入金	3,196,499,917	12.3%	3,502,337,298	12.2%	3,825,966,607	12.3%	3,949,202,853	12.4%
2 基金繰入金	276,336,000	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 繰越金	185,256,731	0.7%	144,264,310	0.5%	1,449,932,329	4.7%	688,523,190	2.2%
1 繰越金	185,256,731	0.7%	144,264,310	0.5%	1,449,932,329	4.7%	688,523,190	2.2%
8 諸収入	553,247	0.0%	957,503	0.0%	165,592,298	0.5%	6,087,886	0.0%
1 延滞金加算金及び過料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 預金利子	4,706	0.0%	916,873	0.0%	5,000,758	0.0%	4,483,506	0.0%
3 雑入	548,541	0.0%	40,630	0.0%	160,591,540	0.5%	1,604,380	0.0%
歳入合計	25,924,479,411	100%	28,704,485,853	100%	31,178,238,944	100%	31,764,244,036	100%

(歳出)

(単位:円)

区 分	17		18		19		20	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
1 保険給付費	25,572,547,881	99.2%	26,403,020,505	96.9%	28,126,900,268	92.3%	29,277,623,755	93.4%
1 保険給付費	25,572,547,881	99.2%	26,403,020,505	96.9%	28,126,900,268	92.3%	29,277,623,755	93.4%
1 居宅介護サービス費			13,141,369,113	48.2%	13,228,173,045	43.4%	13,646,567,312	43.5%
2 介護予防サービス費			439,106,752	1.6%	710,104,380	2.3%	736,831,931	2.4%
3 施設等サービス費			10,555,150,756	38.7%	11,594,763,044	38.0%	12,078,515,567	38.5%
4 地域密着型サービス費			1,067,720,182	3.9%	1,305,877,607	4.3%	1,448,503,687	4.6%
介護サービス費	24,409,777,148	94.7%	1～4のサービス費に再編					
支援サービス費	533,419,613	2.1%						
5 高額介護等サービス費	283,843,321	1.1%	427,352,922	1.6%	467,798,125	1.5%	497,410,290	1.6%
6 特定入所者介護等サービス費	300,157,269	1.2%	725,783,225	2.7%	772,189,307	2.5%	819,474,228	2.6%
7 審査支払手数料	45,350,530	0.2%	46,537,555	0.2%	47,994,760	0.2%	50,320,740	0.2%
2 財政安定化基金繰出金	25,209,012	0.1%	9,154,851	0.0%	9,154,849	0.0%	9,154,849	0.0%
1 財政安定化基金繰出金	25,209,012	0.1%	9,154,851	0.0%	9,154,849	0.0%	9,154,849	0.0%
3 地域支援事業費			583,718,695		752,690,112	2.5%	1,110,049,927	3.5%
1 地域支援事業費			583,718,695	2.1%	752,690,112	2.5%	1,110,049,927	3.5%
1 介護予防事業費			33,570,668	0.1%	50,483,857	0.2%	322,311,357	1.0%
2 包括的支援事業費			319,844,346	1.2%	453,345,371	1.5%	523,176,002	1.7%
3 任意事業費			230,303,681	0.8%	248,860,884	0.8%	264,562,568	0.8%
4 基金積立金	470,000	0.0%	120,192,000	0.4%	507,389,000	1.7%	569,173,000	1.8%
1 基金積立金	470,000	0.0%	120,192,000	0.4%	507,389,000	1.7%	569,173,000	1.8%
5 諸支出金	181,988,208	0.7%	138,467,473	0.5%	1,093,581,525	3.6%	374,328,432	1.2%
1 償還金及び還付金	181,988,208	0.7%	138,467,473	0.5%	1,088,217,265	3.6%	374,328,432	1.2%
1 第1号被保険者保険料還付金	3,593,100	0.0%	2,891,130	0.0%	7,130,640	0.0%	7,279,380	0.0%
2 国庫支出金等過年度分返還金	178,395,108	0.7%	135,576,343	0.5%	1,081,086,625	3.5%	367,049,052	1.2%
2 他会計繰出金	0	0.0%	0	0.0%	5,364,260	0.0%	0	0.0%
歳出合計	25,780,215,101	100%	27,254,553,524	100%	30,489,715,754	100%	31,340,329,963	100%

注：18年度の介護保険制度の改正により導入された、高齢者相談センター（地域包括支援センター）における指定介護予防支援事業（予防給付ケアプラン作成）については、介護保険会計内に、保険者としての「保険事業勘定」とは別に、事業者としての「サービス事業勘定」を設けている。

一般会計決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	年 度			
	17	18	19	20
	収入額	収入額	収入額	収入額
1 国庫支出金	1,501,000	7,796,000	1,732,000	473,187,077
1 介護保険対策費 (介護従事者処遇改善臨時特例交付金)				469,764,077
2 介護保険事業費	1,501,000	7,796,000	1,732,000	3,423,000
2 都支出金	43,494,000	15,188,000	10,718,000	7,642,000
1 介護保険利用者負担軽減費	43,494,000	15,188,000	10,718,000	4,469,000
2 区市町村指導検査体制整備補助事業費				1,779,000
3 施設介護サポーターモデル事業費				1,394,000
3 諸収入	3,712,233	1,979,065	1,779,846	1,354,500
1 雑入	3,712,233	1,979,065	1,779,846	1,354,500
歳 入 合 計	48,707,233	24,963,065	14,229,846	482,183,577

(歳出)

(単位:円)

区 分	年 度			
	17	18	19	20
	支出額	支出額	支出額	支出額
1 介護保険事務費	369,382,468	431,130,375	383,416,213	464,197,306
1 事務費(臨時職員経費を含む)	60,741,390	52,644,600	49,934,896	68,650,934
2 運営協議会費	1,088,860	611,590	859,056	1,149,846
3 認定調査等経費	235,566,764	303,945,863	254,483,239	307,236,257
4 介護認定審査会経費	71,697,454	73,352,232	77,407,509	85,841,878
5 介護サービス評価事業費	288,000	156,000		
6 地域密着型サービス運営委員会費		420,090	369,490	552,100
7 介護サービス事業者指定・指導経費			362,023	766,291
2 介護保険利用者負担軽減費	40,617,996	22,674,608	16,316,768	7,328,912
1 審査支払手数料	536,750	281,770	258,305	83,790
2 生計困難者に対する利用者負担額軽減助成費	14,622,179	5,131,378	5,228,732	4,548,682
3 訪問介護利用者負担軽減費	25,459,067	17,261,460	10,829,731	2,696,440
3 介護報酬対象外サービス支援経費	654,333	211,373	190,907	354,202
1 暫定サービス利用者負担軽減費	88,333	211,373	190,907	354,202
2 住宅改修理由書作成業務補助金 (平成18年度から特別会計)	566,000			
4 介護保険会計繰出金	3,196,499,917	3,553,410,419	3,903,247,683	4,012,227,996
1 介護保険会計繰出金(サービス事業勘定含む)	3,196,499,917	3,553,410,419	3,903,247,683	4,012,227,996
5 介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金積立金	0	0	0	469,764,077
1 積立金				469,764,077
6 都支出金概算交付金の精算金	13,505,000	21,520,000	1,942,000	1,179,000
1 精算金	13,505,000	21,520,000	1,942,000	1,179,000
歳 出 合 計	3,620,659,714	4,028,946,775	4,305,113,571	4,955,051,493

1.1 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者および介護予防支援事業者は区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者 各年4月1日現在

年	18	19	20	21
サービスの種類				
居宅介護支援	161	155	156	155
介護予防支援	4	4	4	4

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者 各年4月1日現在

年	18	19	20	21
居宅サービスの種類				
訪問介護	163(156)	160(153)	151(145)	156(152)
訪問入浴介護	5(5)	5(5)	5(5)	6(6)
訪問看護	31(31)	34(34)	33(33)	32(32)
訪問リハビリテーション	3(3)	3(3)	6(6)	6(6)
通所介護	66(63)	74(70)	83(79)	95(86)
通所リハビリテーション	11(10)	10(9)	10(9)	10(9)
短期入所生活介護	17(17)	20(20)	21(21)	21(20)
短期入所療養介護	11(10)	10(9)	11(10)	9(9)
特定施設入所者生活介護	14(14)	21(21)	27(27)	29(29)
福祉用具貸与	26(23)	26(24)	26(26)	23(24)
特定福祉用具販売	20(20)	26(26)	24(24)	24(24)
合計	367(352)	389(374)	397(385)	411(397)

注1：()内は指定介護予防サービス事業者の数

注2：基準該当サービス事業者（次ページ表に再掲）を含む。

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設 各年4月1日現在

年	18	19	20	21
施設サービスの種類				
介護老人福祉施設	16(1,140)	17(1,210)	18(1,272)	18(1,272)
介護老人保健施設	6(620)	5(520)	6(620)	6(620)
介護療養型医療施設	5(279)	5(279)	5(279)	5(279)
合計	27(2,039)	27(2,009)	29(2,171)	29(2,171)

注：()内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

年	18	19	20	21
サービスの種類				
訪問介護	1	1	1	1
通所介護	1	0	1	1
短期入所生活介護	0	1	2	1
合計	2	2	4	3

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

各年4月1日現在

年	18	19	20	21
サービスの種類				
夜間対応型訪問介護	-	1(-)	1(-)	1(-)
認知症対応型通所介護	17(15)	17(16)	17(16)	16(15)
小規模多機能型居宅介護	-	2(2)	3(3)	4(4)
認知症対応型共同生活介護	10(10)	14(14)	15(15)	16(16)
合計	27(25)	34(32)	36(34)	37(35)

注：()内は介護予防指定事業者の数

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、都道府県および区市町村は、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を念頭に、指定基準などで定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報をふまえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

(単位：実地指導事業者(施設)数、集団指導回数)

事業者の種類・区分	年度	18	19	20
居宅介護支援事業者	実地指導	0	49	50
	集団指導	0	6	1
居宅サービス事業者	実地指導	11	40	73
	集団指導	1	1	1
介護予防支援事業者	集団指導	1	1	0
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	実地指導	0	1	1
介護老人保健施設	実地指導	4	2	4
地域密着型サービス事業者	実地指導	17	18	12
	集団指導	2	1	1
基準該当サービス事業者	実地指導	2	0	2

1 2 その他

(1) 相談・苦情

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしくみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区が行った行政処分に不服がある場合は、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

相談・苦情

区民からの相談や苦情は、総合福祉事務所内の高齢者相談センター（地域包括支援センター）、在宅介護支援センター併設の高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所や介護保険課などの区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センターなどさまざまな機関で受け付けている。

東京都国民健康保険団体連合会へ報告した苦情の状況調査の集計結果

分 類	年 度		17		18		19		20	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
要介護認定に関すること	49	25.3%	35	16.9%	11	8.0%	12	9.8%		
保険料に関すること	10	5.2%	46	22.2%	19	13.8%	54	43.9%		
ケアプランに関すること	4	2.0%	3	1.5%	1	0.7%	1	0.8%		
サービス供給量に関すること	1	0.5%	2	1.0%	0	0%	1	0.8%		
介護報酬に関すること	2	1.0%	2	1.0%	0	0%	0	0%		
その他制度上の問題に関すること	11	5.7%	16	7.7%	6	4.3%	2	1.6%		
行政の対応に関すること	8	4.1%	18	8.7%	16	11.6%	14	11.4%		
サービス提供・保険給付に関すること	101	52.1%	70	33.8%	64	46.4%	31	25.2%		
その他(サービス提供者との人間関係等)	8	4.1%	15	7.2%	21	15.2%	8	6.5%		
合 計	194	100%	207	100%	138	100%	123	100%		

保健福祉サービス苦情調整委員（第三者機関）

区や民間事業者がおこなう高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立を受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明をおこなう第三者機関を平成15年6月に設置した。苦情調整委員（弁護士等学識経験者）3名と専門相談員2名で構成されている。

相談・苦情別件数（介護保険関連のみ）

（単位：件）

区分	17	18	19	20
相談	27	19	41	43
苦情（うち申立）	84 (4)	83 (14)	72 (3)	52(3)
合 計	111	102	113	95

審査請求

保険者（練馬区）の行った要介護認定に関する行政処分や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に不服がある場合には、第三者機関として東京都に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

審査請求受理件数 (単位:件)

区分 \ 年度	17	18	19	20
要介護認定に関する事	1	0	1	2
介護保険料に関する事	1	3	1	1
その他	0	3	0	0

(2) 情報提供

ケアプランを作成するために必要な認定調査票および主治医意見書等の情報を、被保険者や主治医の同意の上、居宅介護支援事業者等へ提供する。

情報提供件数 (単位:件)

年度	17	18	19	20
件数	22,512	13,028	12,469	16,199

(3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援

高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心に、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行っている。ケアプランの作成を担うケアマネジャー等の資質向上を目的として、職務上必要な知識や技術の習得を支援するため、日常的な個別指導・相談や研修等を実施している。

平成 20 年度介護支援専門員研修の実施状況 (単位:人)

回	研修内容	参加人数
1	交流・グループワーク	138
2	ケアプランへのプロセス アセスメントの基礎	215
3	品川区の取り組みと実践者の体験から質の高い認知症ケアについて学ぶ	270
4	ケアマネジメントのための医療の基礎知識	188
5	リハビリ出前相談についての講座	114
6	ケアプラン研修	290

(4) 練馬区地域ケア会議

練馬区では、区内4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）、区内19か所の在宅介護支援センターに併設して高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を設置している。地域における高齢者等に対し、保健・医療・福祉にかかわる各種サービスを総合的に調整し、また地域ケア体制の構築をしていくために、高齢者相談センター（地域包括支援センター）に「練馬区地域ケア会議」を設置している。

平成20年度練馬区地域ケア会議の開催状況

(単位:合計回数)

会議の種類	内 容	開催数
全体会	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区と構成員（サービス事業者および民生委員等）との情報交換、研修等 要援護者等の支援体制の整備 	5
在宅介護支援センター会	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの運営に関する情報交換、研修等 在宅介護支援センターの資質の向上 	49
介護サービス事業者会	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険情報の情報交換、研修等 介護サービス事業者の資質の向上 	4
個別処遇検討会	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等の処遇の検討 やむを得ない措置の検討・判定 	361
その他	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ会議および催しを開催 	0

(5) 広報

平成20年度における介護保険制度の区民等への周知は、下記のとおり実施した。

	タイトル等	備考
パンフレット	すぐわかる介護保険	介護保険課および関係窓口にて配布
	同テープ版	介護保険課および高齢者相談センター(地域包括支援センター)の窓口での貸し出し
	介護サービスの正しい利用法	介護保険課および関係窓口にて配布
	介護保険のご案内	新たに65歳になる方に送る被保険者証に同封
	練馬区の介護保険料	納入通知書発送のときに同封
	地域密着型サービス利用ガイド	介護保険課および関係窓口にて配布
	こんにちは 地域包括支援センターです！ (在宅支援課所管)	高齢者相談センター(地域包括支援センター)・同支所および介護保険課にて配布
冊子	練馬区内の指定居宅介護支援事業者一覧	介護保険課および総合福祉事務所窓口にて配布
	練馬区内の介護保険サービス事業者一覧	
	練馬区内の介護保険施設等一覧	
	東京都及び近郊県の介護保険施設一覧 (埼玉・千葉・神奈川・茨城・群馬・栃木)	
その他	介護保険料についてのご案内	納入通知書発送のときに同封
	ねりま区報 (随時)	新聞折り込み、公共施設等での配布
	団体説明会等講師派遣	5回派遣
	ホームページ	介護保険に関するお知らせ、統計データ等随時更新

1 3 介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱

(地域支援事業のみに関するものを除く)

介護保険に関する条例・規則

- ・ 練馬区介護保険条例 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険条例施行規則 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険給付準備基金条例 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例 (平成 15 年 3 月制定)
- ・ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例施行規則 (平成 15 年 5 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例 (平成 21 年 3 月制定)

介護保険に関する要綱

- ・ 練馬区介護保険事業に係る要介護認定調査委託実施要綱 (平成 12 年 1 月制定)
- ・ 練馬区介護認定審査会運営要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区障害者訪問介護等利用者負担金助成事業実施要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- ・ 練馬区基準該当サービス事業者の登録に関する要綱 (平成 12 年 4 月制定)
- ・ 練馬区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事業実施要綱 (平成 12 年 8 月制定)
- ・ 練馬区介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- ・ 練馬区介護保険料の徴収猶予および減免処理要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- ・ 練馬区介護保険住宅改修理由書作成業務助成要綱 (平成 13 年 2 月制定)
- ・ 練馬区介護保険暫定サービス利用者負担助成要綱 (平成 13 年 3 月制定)
- ・ 練馬区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険高額介護サービス費支給事務取扱要綱 (平成 14 年 9 月制定)
- ・ 練馬区生計困難世帯に対する介護保険料の減額に関する事務処理要綱 (平成 15 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- ・ 練馬区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- ・ 練馬区介護保険認定調査員取扱要綱 (平成 18 年 3 月制定)
- ・ 練馬区介護給付調査員取扱要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- ・ 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- ・ 練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱 (平成 20 年 3 月制定)

練馬の介護保険（平成 20 年度実績報告）

平成 21 年 10 月発行
練馬区健康福祉事業本部
福祉部介護保険課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

T e l 03 (3993) 1111 (代表)

E-mail kaigo@city.nerima.tokyo.jp

介護保険課ホームページ

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kaigo/>